

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のご案内

(バリアフリー新法)

特定路外駐車場設置(変更)届出について

1 対象となる駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上、駐車料金を徴収するもの。ただし、道路附属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場を除く。

●路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であり、一般公共の用に供されるものをいう。

○一般公共の用

自動車駐車場の使用者が特定されず、公衆の自由な使用に供されるものであり、月極駐車場だけで時間駐車のない駐車場は届出駐車場とはならない。
月極駐車場と時間駐車場の併用利用駐車場は届出駐車場である。

※都市計画区域内の青空駐車場（建築物である駐車場又は建築物に附属する駐車場に該当しない駐車場）で、本届出が必要な場合の多くは、駐車場法及び、奈良県住みよき福祉のまちづくり条例の届出も必要です。

2 届出書類

2-1 特定路外駐車場設置(変更)届出書の届出のみの場合

- ① 特定路外駐車場設置(変更)届出書…第1号様式
- ② 添付書類…位置図(1/10,000以上)
区域図(1/200以上)
平面図(下記、整備内容を表示 1/200以上)
チェックシート
- ③ 提出部数…正本1部、副本1部

2-2 駐車場法第12条の規定による届出と併せて届け出る場合

① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面…第2号様式

② 添付書類…平面図（下記、「3 整備内容」を表示 1/200 以上）

チェックシート

③ 提出部数…正本1部、副本1部

3 整備内容

3-1 車いす利用者用駐車施設

3-2 路外駐車場移動等円滑化経路

3-3 その他の主要な施設

※整備内容は、同法令参照

特定路外駐車場設置（変更）届出書				
斑鳩町長 殿				年 月 日
（特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。				
1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		b 車路等の面積	平方メートル	
4		路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台		
		路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		
必 移 要 動 な 等 構 円 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	イ 特殊の装置の有無			
	ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	a 認定の番号		
		b 特殊の装置の名称等		
5 従業員概数				
6 供用開始（予定）日				

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4の口のb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

添付書類

- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

必 移 動 な 等 構 造 滑 化 の 設 備 に た め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊に装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

添付書類

- 一 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設

特定路外駐車場 構造及び設備に関する基準 チェックシート

駐車場名	チェックシート作成者 (氏名、連絡先)	(TEL - -)
------	------------------------	------------

他の届出 ・ 駐車場法に基づく届出【 当 否 】 ・ 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出【 当 否 】

右記基準の適合及びそれらの図面表記を確認したうえで、 <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください	<input type="checkbox"/> 平面図は、1/200以上の縮尺となっているか
	路外駐車場車いす使用者用駐車施設（省令第2条）
	<input type="checkbox"/> ① 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）を1以上設けているか【 台】
	<input type="checkbox"/> ② 幅は350cm以上あるか【 m】
	<input type="checkbox"/> ③ 車いす駐車施設は又はその付近に車いす用駐車施設の表示をしているか
	<input type="checkbox"/> ④ 省令第3条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けられているか
	路外駐車場移動等円滑化経路（省令第3条）
	<input type="checkbox"/> ① 車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路うち1以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）となっているか
	<input type="checkbox"/> ② 経路上に段を設けないか【当 否】 傾斜路を併設している場合を除く
	<input type="checkbox"/> ③ 経路を形成する通路幅は、120cm以上あるか【 cm】
	<input type="checkbox"/> ④ 経路を形成する通路幅は、50m以内ごとに車いすの回転ができる場所があるか
	路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又は段に併設するもの）【当 否】
	<input type="checkbox"/> ① 段に代わって設置する傾斜路の幅は、120cm以上あるか【 cm】
	<input type="checkbox"/> ② 段に併設して設置する傾斜路の幅は、90cm以上あるか【 cm】
	<input type="checkbox"/> ③ 勾配が1/12（高さが16cm以下の場合は1/8）を超えていないか【1/ 】
<input type="checkbox"/> ④ 傾斜路の高低差が75cmを超えている場合で、かつ、勾配が1/20を超える場合【当 否】 高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設置しているか	
<input type="checkbox"/> ⑤ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分【当 否】 には手すりを設けているか	
特殊の装置を用いる特定路外駐車場（省令第4条）【当 否】	
<input type="checkbox"/> ① 特殊の装置について、国土交通大臣の認定があるか	